

入室申請書の書き方などのご案内

1 記入時の注意

(1) 入室申請書

- ①「小学校名」及び「新学年」は、**令和7年4月時点**のものです。
- ②「備考」は、**現在通っている保育所・幼稚園等の施設名（新1年生のみ）**を記入してください。
- ③「入室を必要とする理由」は、該当する理由に○をしてください。
- ④「児童の健康状況」は、入室に当たっての健康面や生活面（集団生活など）で心配なことや、障がいについて記入してください。何もない場合は「良好」で結構です。
なお、記入内容は入室決定に影響しません。また、児童を安全に受け入れるため、別途書類の提出をお願いすることがあります。
- ⑤「入室児童の家庭の状況」は、**入室児童本人以外**の世帯員全員分を記入してください。
- ⑥「職業又は学校名」は、申請時点の状況を記入してください。
- ⑦「世帯・家族の状況」は、該当する方のみご記入ください。
該当する方とは、ひとり親世帯や生活保護世帯、身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯のほか、特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯の方です。
※保護者負担金減免の可能性があります。詳しくは、「保護者負担金額表」（入室のしおりP.7）をご確認ください。
- ⑧「利用調査」は、申請時点での利用予定を○、△、**×表記で必ず記入**してください。
- ⑨「※市記載欄」は、記入しないでください。

(2) 就労証明書及び自営業等申告書（就労による場合）

- ① **週4日以上かつ午後3時以降も仕事をしていることが入室の条件です。**
※夜間勤務、不規則勤務の場合は、ご相談ください。
- ② 就労証明書は、勤務先（又は採用内定先、自営業の場合は自営業主、内職の場合は納品先など）に提出し、証明を受けてください。
※証明年月日、勤務日数など、記入漏れがないか確認してください。不備がある場合、申請を受理することができません。
- ③ 自営業主、自営協力者又は内職をしている方は、就労証明書のほかに自営業等申告書も併せてご提出ください。
- ④ 単身赴任等の理由により同居していない保護者も就労証明書の提出が必要です。
- ⑤ 様式は、市内保育所（園）の申請と共通です。同時に申請する場合は、コピーの提出でも構いません。

(3) 保護者負担金算定同意書

- ① 上部の太枠内（クラブ名や保護者氏名等）については、必ずご記入ください。
- ② 「(a) 算定資料を提出します」または「(b) 算定資料を提出せず、最高額での決定に同意します」のどちらかをお選びいただき、ご署名のうえご提出ください。
- ③ 算定同意書が期限内に提出されない場合は、最高額（E階層）で決定します。

最高額以外での決定を希望する場合は、必ず「(a) 算定資料を提出します」をお選びいただき、算定資料を裏面に添付のうえ、ご提出ください。

※算定資料を基に算定した結果、最高額の決定となる場合があります。

※保護者負担金の詳細は、「保護者負担金額表」（入室のしおり P.7）をご確認ください。

＜算定資料を提出し、算定を希望する場合＞ ※ (a) を選択した場合

- ・「令和6年分源泉徴収票」又は「令和6年分確定申告書控え」（いずれもコピー可）を裏面に添付してください。
- ・令和6年1月1日に富士見市に住民票がない方は、住民票があった自治体が発行する「令和6年度 市・県民税（非）課税証明書」も併せて提出してください。
- ・生活保護を受給している方は、令和7年1月1日以降に福祉政策課で発行した「生活保護受給証明書」をご提出ください。
- ・同一世帯内に減免対象となる手帳を交付されている方がいる場合で、申請時に手帳の写しを提出していない方は、算定同意書に添付のうえご提出ください。
- ・上記算定資料の提出期限は、**令和7年3月14日（金）**です。（4月入室の場合）

＜算定資料を提出せず、最高額での算定に同意する場合＞ ※ (b) を選択した場合

- ・表面に必要事項をご記入のうえ、**入室申請書と同時に**提出してください。その際、源泉徴収票等算定資料の添付は不要です。

(4) 延長利用申請書（延長利用が必要な方のみ）

有料（一人につき1,000円/月）で、午後6時30分から午後7時まで延長の利用をすることができます。延長利用が発生する方は、保育課に申請してください。

- ① 「主に迎えに来る人」は、いずれかに○をしてください。その他の場合には、カッコ内に迎えに来る人（祖父、祖母、兄、姉など）を記入してください。
- ② 「迎え予定時刻」は午後6時30分～7時の間で記入してください。
- ③ 「児童クラブまでの所要時間」は、勤務先から児童クラブまでのおおむねの所要時間を記入してください。

2 その他

- ① 提出書類の記入漏れや添付書類の不備があると受け付けることができません。

なお、不備があった場合でも、申請期日は厳守していただきます。

希望月に入室できるよう、申請前に必ず提出書類の確認をお願いします。

- ②児童クラブの入室にあたり、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ保険に加入していただきます。年間掛金は児童一人につき４００円です。
(本来の掛金８００円のうち、市が４００円を負担します)
※申請後、入室取下げ・辞退をした場合でも、掛金が発生することがあります。
また、年度途中で退室した場合でも未経過分の返金はありません。
- ③通学区域にある児童クラブにのみ入室できます。
私立小学校に在学している児童も通学区域に設置している児童クラブに申請できます。
- ④保護者会が組織されている児童クラブもあります。詳しくは、各クラブへ直接お問い合わせください。

◆配布書類一覧

- 令和７年度富士見市放課後児童クラブ入室案内（入室のしおり）
- 令和７年度放課後児童クラブの入室申請手続について【新規入室児童用】
- よくある質問
- 入室申請書
- 就労証明書 ２枚
- 自営業等申告書 ２枚
- 保護者負担金算定同意書
- 延長利用申請書

« 問合せ先 » 富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係
電話 049-252-7136（直通）